

被扶養者認定要件の改正について

年金課

地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公等第10号）について一部改正が行われました。

被扶養者の要件の一部について、令和5年4月1日以降は次のとおり改正されます。

- 組合が、被扶養者の認定に当たり確認する所得要件について、以下のア又はイに該当する者は、年額130万円以上180万円未満の所得がある場合であっても被扶養者として取り扱うこととする。

ア 国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する場合

イ 60歳以上である場合

改正のポイント

- 改正前において、公的年金を受給していない場合は、60歳以上であっても年額130万円以上の収入がある方は被扶養者に該当しなかったところですが、改正後は、公的年金の受給がない場合であっても、60歳以上であれば基準額は年額180万円未満となります。

基準額（年額）	60歳未満	60歳以上
公的年金受給なし	130万円未満	180万円未満（改正前130万円未満）
老齢・障害年金受給あり	180万円未満	180万円未満
遺族年金のみ受給あり	130万円未満	180万円未満

※ 被扶養者認定における所得とは、向こう1年間における恒常的な収入（各種控除前の額）の総額を指し、複数の収入がある場合はそのすべての合計額です。

※ 収入のほかにも備えるべき被扶養者の要件があります。詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合年金課資格調定係までお問い合わせください。